

令和5年度地方独立行政法人奈良県立病院機構
障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和5年4月1日

1. 趣旨

この方針は、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「機構」という。）が、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

機構内の全ての機関が発注する物品等の調達

3. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等とは、法第2条第2項から第4項までに規定する次のとおりとする。

- （1）障害者支援施設
- （2）地域活動支援センター
- （3）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- （4）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- （5）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- （6）施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- （7）在宅就業障害者
- （8）在宅就業支援団体

4. 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5. 調達の目標

令和5年度においては、調達実績額が前年度を上回るよう努める。

6. 調達推進方法

- (1) 機構は、予算及び事務・事業の適切な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、施設等から物品等の調達を行うものとする。
- (2) 機構は、奈良県福祉医療部障害福祉課と連携し、施設等から調達可能な物品等の情報を得るものとし、その情報を基に施設等への発注に努めるものとする。
- (3) 機構が物品等の調達に当たって仕様等を定める際は、調達目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、予定価格については、施設等の取引の実例価格等を考慮して適正に設定するものとする。
- (4) 施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行うものとする。

7. 調達実績の公表

この方針に基づき当該年度終了後実績を取りまとめ、ホームページにて公表するものとする。